

官業民営化等WGヒアリング調査票(許認可等に係る審査・検査・検定・資格試験等)

(所管省庁名: 経済産業省)

1. 名称	航空工場検査員国家試験
2. 根拠法令	航空機製造事業法第16条、同法施行令第3条
3. 実施主体	国
4. 従事者数	2人(兼任)
5. 予算額	1,721千円(16年度予算額)
6. 事業の内容	航空機製造事業法による検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務に従事することができる者並びに製造又は修理された航空機が認可された方法により製造又は修理されたものであることを確認する者(航空機用機器にあつては認可された方法により製造されたものであることを証明)に必要とされる専門的な知識及び技能を有している者に資格を与え、これらの業務に従事できるようにするための国家試験である。
7. 民間移管の 具体的内容	今年度の航空工場検査員国家試験に係る事務の民間委託の状況は、以下の通り(予定を含む)。 (1) 平成16年度航空工場検査員国家試験受験案内(受験願書を含む)の印刷外注 (2) 受験票の印刷外注 (3) 受験心得の印刷外注 (4) 試験会場の民間施設借用 (5) 合格証書用紙の印刷外注
8. 更なる民間開放 についての見解	別紙参照

官業の民間開放に関するヒアリング資料(航空工場検査員国家試験)

平成16年9月22日
経済産業省航空機武器宇宙産業課

1. 航空工場検査員国家試験の政策的位置付け

(1) 航空機産業は、極めて広範な先端技術が結集された高度な産業分野であり、他産業分野への波及効果も高く安全保障上の重要性も大きいことから先進各国においても戦略的産業と位置づけられ、様々な政府支援、関与が行われている。

(2) 我が国としても、その重要性に鑑み、航空産業の生産技術の不断の向上を図るため、航空機等の製造・修理の方法を規律しているところ。当省としては、国際動向等も鑑み、今後とも航空機生産技術基盤の維持・向上を図る必要があると認識している。

特に、我が国航空機産業は、

防衛庁機、民間機双方の開発、量産を同一企業が事業として行っており、各企業においても、防衛部門が事業の大半を占めていること(約6割)

民間機部門のみでは、事業が成立し得ない特殊な産業構造となっていること

等の現状にあり、防衛庁機、民間機を含め技術水準の維持・向上を図っていく必要があることから、航空機製造事業法(以下「法」という。)に基づき規律することが重要となっている。

(3) このような目的を達するため、経済産業大臣は航空機製造事業法に規定されている諸規制を行っているところであるが、このうちこの法律の規定による検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務については、法第16条の規定に基づき、航空工場検査員に従事させることができる旨定められている。具体的には、経済産業大臣は、法第6条、第9条、第11条及び第14条の規定に基づき、航空機又は航空機用機器の製造又は修理の方法の認可に当たり生産技術上の基準への適合性について審査しているが、航空工場検査員は、事業者が自主的に検査事務を行いたい場合に、経済産業大臣の権限行使を補佐するものとして、これらの審査事務に従事することとなっている。

(4) すなわち、航空工場検査員は、経済産業大臣の審査業務の一端を担うものとして、生産技術上の基準に適合しているか否かを、法の目的である航空生産技術の向上に資するかどうかを鑑みて判断しなければならず、そのために必要な知識及び技能を有していることを担保するためには、時々の航空生産技術の動向を踏まえることが必要となる。こうした技術動向は流動的であるため、マニュアル化は困難であり、少なくとも試験の実施計画、試験問題の作成、合格者の判断については、国の政策判断を伴うものと位置づけられる。

- (5) また、本国家試験は、法第 8 条等に規定する航空検査技術者の資格要件にもなっている。航空検査技術者は、法第 8 条等の規程に基づき、製造又は修理された航空機が認可された方法により製造又は修理されたものであることを確認しなければならない(航空機用機器にあっては認可された方法により製造されたものであることを証明)。
- 本職務は、平成 11 年の法改正により、それまで通商産業大臣が確認していたものを航空検査技術者に権限を委譲したものであり、経済産業大臣の権限を「代行」するに足る能力を有しているかどうか、国が確認することが必要である。

2 . 航空工場検査員国家試験の業務を民間に開放する上での法的制限

航空機製造事業法施行令第 3 条において、「航空工場検査員国家試験は、毎年少なくとも 1 回、航空工場検査員としての職務に必要な知識及び技能について経済産業大臣が行う。」としている。

< 当該制限を加えている理由 >

上記 1 . のとおり

3 . 事務手続き (下線部が政策判断の必要な箇所)

- (1) 航空工場検査員国家試験実施計画作成
- (2) 航空工場検査員国家試験打合せ会議開催 (試験実施計画説明、試験問題作成依頼等)
- (3) 国家試験実施案内の官報及び経済産業省 H P への掲載
- (4) 受験案内及び受験願書の印刷・配布
- (5) 受験願書受付
- (6) 受験者台帳作成
- (7) 受験者に対する受験票の印刷・発送
- (8) 試験問題の調整及び確定
- (9) 受験心得の印刷
- (10) 国家試験実施
- (11) 採点
- (12) 航空工場検査員国家試験合否判定会議開催
- (13) 合格証書用紙の印刷
- (14) 受験者に対する合否通知発送及び試験結果の経済産業省 H P 掲載

4 . 政策判断のマニュアル化等による民間開放

経済産業省が直接的に関与する業務については、上記 1 . (4) のとおり必要に応じ試験問題の調整等の業務があることから、マニュアル化は困難と考える。

しかしながら、政策判断を必要としない事務については、効率性、費用対効果等を勘案して、下記 5 . (1) のとおり可能な限り民間委託を行っているところである。

5. 民間委託の状況等

(1) 今年度の航空工場検査員国家試験に係る事務の民間委託の状況(予定を含む)は、以下のとおり。

平成16年度航空工場検査員国家試験受験案内(受験願書を含む)の印刷外注

受験票の印刷外注

受験心得の印刷外注

試験会場の民間施設借用

合格証書用紙の印刷外注

(2) 今後の民間委託の拡大

航空工場検査員国家試験の最近(過去5年)の出願者数は300~400人(16年度:375人)で推移しており、今後とも同程度で推移するものと考えられる。また、手数料収入は170~300万円(16年度は手数料改定があり、300万円)であり、平成15年度の事業予算として約170万円を計上しており、支出実績は、委員への謝金及び旅費として147万円程度、印刷外注費及び会場借上費として36万円程度となっている。

今後とも、受験者数及び手数料収入の規模を勘案しつつ、予算の範囲内のできる限り民間委託の活用を努めたい。

以上